

ゆとりッチ定期積金

平成 25 年 1 月 4 日現在

1. 商品名	・スーパー定期積金(ゆとりッチ定期積金)
2. ご利用いただける方	・当金庫で公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金等)を受け取っているお客さま、または公的年金の受取を当金庫で開始するお客さま(既に当金庫を指定した公的年金受給手続きを完了している年金受給資格者の方)
3. 期間	・1年(掛込6回)、2年(掛込12回)、3年(掛込18回)、4年(掛込24回) 5年(掛込30回)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 払込単位	・2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月に掛込を行います。(奇数月に契約した場合は、その翌月が第2回目の掛込月となります) ・20,000円以上 ・1,000円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息 (給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・ご契約時のスーパー定期積金の店頭表示利率に0.01%を上乗せした利率を満期日まで適用いたします。 ・給付補填金は満期日以後一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・給付補填金には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優制度は利用できません) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・原則として普通預金からの自動振替により掛込いただきます。
10. 中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積立の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合→解約日の普通預金利率 ②初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合→約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)
11. 金利情報の入手方法	・ホームページをご覧ください。窓口または店頭備え付けの情報表示ボードでご確認いただけます。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業統括部(9時～17時、電話053-472-2114、フリーダイヤル 0120-046-022)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等、静岡県弁護士会(電話:053-455-3009)のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括

	<p>部または全国しんきん相談所(9時～17時、電03-3517-5825)へお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)および静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 掛入が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 • 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算いたします。 • 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。